

逗子市総合評価審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合評価競争入札試行取扱実施要領（平成23年7月1日施行。以下「総合評価実施要領」という。）第11条の規定に基づき、逗子市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、総合評価実施要領において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審査委員会は、管財課長の依頼に基づき、対象工事等の認定、落札者決定基準等及び落札者の決定の適否を審査する。

(委員等)

第4条 審査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 審査委員会の委員は、経営企画部長、総務部長及び環境都市部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、審査対象事項について、総合評価実施要領第12条第3項各号に掲げるいずれかの方法により意見聴取するときは、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

(審査補助員)

第7条 審査委員会に、第3条に規定する事項を審査させるため、審査補助員を置く。

2 審査補助員は、管財課及び工事等担当課に属する職員をもって充てる。

(秘密の保持)

第8条 審査委員及び関係する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管財課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。